学 術 指 導 契 約 書

受託者　国立大学法人富山大学（以下「甲」という。）と，委託者　○○○○（以下「乙」という。）とは，次の各条によって学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において「学術指導」とは，企業その他の団体（以下「委託者」という。）からの委託を受けて，甲の教員等がその教育，研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い，もって委託者の業務又は活動を支援するものをいう。

２　本契約において「学術指導者」とは，甲に所属し学術指導に従事する者であって，別紙の（３）に記載する者をいう。

（学術指導）

第２条　乙は，学術指導を甲に委託し，甲は，これを受託する。

２　甲は，乙に対し，別紙の（２）に記載のとおり学術指導を行う。

（学術指導の実施期間等）

第３条　学術指導実施期間並びに学術指導の回数及び１回当りの時間等は，別紙の(４)に記載のとおりとする。

２　学術指導実施場所は，別紙の（５）に記載のとおりとする。

（学術指導料）

第４条　乙は，学術指導の対価（以下「学術指導料」という。）として，別紙の（６）に記載の学術指導料を甲に支払う。

（学術指導料等の支払い）

第５条　甲は，本契約締結後，速やかに振込依頼書を乙に発行する。乙は，当該振込依頼書発行の日から起算して30日以内（以下「支払期限」という。）に学術指導料を甲に支払わなければならない。

２　乙は，支払期限までに前項の学術指導料を支払わないときは，支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ，その未払い額に年３％の割合による延滞金を甲に支払わなければならない。

３　甲は，原則として乙から支払いを受けた学術指導料を乙に返還しない。ただし，甲がその責めに帰すべき事由により，学術指導の全部又は一部を提供することができなかったときは，この限りでない。

（知的財産権の取扱い）

第６条　学術指導の過程において又は学術指導の結果として生じた知的財産権の帰属，取扱い等については，当該知的財産権が生じた状況を勘案して甲乙協議の上，決定する。

（秘密の保持）

第７条　甲及び乙は，学術指導に関し，相手方から開示又は提供を受けた技術上又は営業上の情報（開示又は提供の際に秘密である旨開示者が表示した情報をいう。また，口頭など無形の方法で開示される情報は，開示者が，開示の際に秘密である旨明示し，当該開示後30日以内に書面化し，受領者に通知した情報をいう。以下「秘密情報」という。）について，自己に所属し秘密情報を知る必要のある必要最小限の役職員及び従業員等以外に開示・漏洩してはならない。ただし，次の各号に該当する情報については，この限りでない。

1. 相手方から開示又は提供を受けたときに既に自己が保有していたことを証明できる情報
2. 相手方から開示又は提供を受けたときに既に公知となっていた情報
3. 相手方から開示又は提供を受けた後に，自己の責めによらずに公知となった情報
4. 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく，適法に取得したことを証明できる情報
5. 相手方の秘密情報によることなく，独自に開発し，又は取得したことを証明できる情報

２　甲及び乙は，学術指導の目的以外のために秘密情報を使用してはならない。ただし，相手方の書面による事前の承諾を得たときは，この限りでない。

３　前二項は，別紙の（４）に記載の学術指導開始の日から学術指導実施期間終了日又は中止日の翌日から起算して３年間有効とする。ただし，甲乙協議の上，この期間を延長し，又は短縮することができる。

（個人情報の取扱い）

第８条　甲及び乙は,学術指導の過程において相手方から開示された個人情報について，学術指導の目的以外に使用してはならず，第三者に預託，提供又は開示してはならない。本条でいう個人情報とは，生存する個人に関する情報であって，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電磁的方式，（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

（2） 個人識別符号が含まれるもの

２　甲及び乙は，前項に定める個人情報を，学術指導終了後速やかに相手方に返還し又は相手方の同意を得た方法で滅却する。

（公表等）

第９条　甲及び乙は，学術指導実施の事実，学術指導の内容，学術指導の成果その他学術指導に関する事項を公表しようとするときは，当該公表の可否及び内容について，事前に相手方と協議しなければならない。

（機器故障における損害弁償）

第10条　甲及び乙は，自らの責に帰すべき事由により相手方の所有する機器等を損傷させたとき又は著しく当該機器等の性能を低下させたときは，その損害を弁償する。

（免責）

第11条　甲は，学術指導に基づく乙による商品の販売，役務の提供その他乙の事業活動等の結果について，何ら保証せず，また，当該乙の事業活動等に起因する損害について，一切責任を負わない。

（契約の解約）

第12条　甲は，乙が第４条に定める学術指導料を第５条に定める支払期限までに納付しないときは，本契約を解約することができる。

２　甲及び乙は，次の各号のいずれかに該当し，相当な期間を定めて催告し，同期間内に是正されないときは，本契約を解約することができる。

1. 相手方が本契約の履行に関し，不正又は不当の行為をしたとき
2. 相手方が本契約に違反したとき

３　乙に，次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合，甲は，催告その他何らの手続を要せず，本契約を解約することができる。

1. 破産手続，民事再生手続，会社更生手続，特別清算手続を申立て，又はそれらの手続の申立を受けたとき
2. 銀行取引停止処分を受け，又は支払停止に陥ったとき
3. 差押え，仮差押え，仮処分，担保権の実行又は滞納処分を受けたとき

（反社会的勢力の排除）

第13条　甲及び乙は，自ら又は自らの役職員及び従業員等が暴力団，暴力団員，暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと及びこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し，相手方がこれに違反したときは，催告その他の手続きを要せずして本契約を解除できる。

２　甲及び乙は，前項の規定により本契約を解除した場合，違反した当事者に損害が生じてもこれを賠償する責を負わない。なお，違反した当事者は，前項の違反により相手方に損害を及ぼした場合，その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第14条　本契約の有効期間は，第３条第１項に規定する学術指導実施期間と同一とする。ただし，甲乙協議の上，延長することができる。

（契約終了後の効力）

第15条　前三条の規定により本契約が終了した場合においても，第６条から第11条及び第13条第２項の規定は，当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（裁判管轄）

第16条　甲及び乙は，本契約に関する訴えについて，富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第17条　本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは，甲乙協議の上，定める。

本契約の締結の証として本書２通を作成し，甲乙記名捺印の上，それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　富山県富山市五福３１９０番地

国立大学法人富山大学

分任契約責任者

研究振興部長　林　 紀 英

乙　○○県○○市○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　○○　○○

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| (1)学術指導の題目 |  |
| (2)学術指導の目的／内容 |  |
| (3)学術指導者（所属・職・氏名） |  |
| (4)学術指導実施期間／回数・時間 | 契約締結日　～　令和　　年　　月　　日 |
| （□年　　□月　　□週）　　回／全　　　回 | １回当り　　　時間 |
| (5)学術指導実施場所 | □富山大学　　□その他（住所・名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (6)学術指導料（消費税額及び地方消費税額込） | 直接経費 | 間接経費（直接経費の30％） | 合　計 |
| 　　　　　　円 | 　　　　　　円 | 　　　　　　円 |
| 内訳 | 指導料：　　　　　　円 |
| その他経費：　　　　円 |
| (7)その他特記事項 |  |